

催事案内／広告宣伝

当センターは、展示室の催事について、様々なPRサポートを行っています。
催事情報の発信に当センター運営の媒体をご活用ください。

1. 公式ウェブサイトからの情報発信（1年前から掲載／無料）

- 当センターは、公式ウェブサイトの「イベント情報」で催事をご案内しています。
出展者、来場者へのご案内、催事の宣伝PRにご活用ください。
利用申込みの際、「利用計画書」の6. 産業貿易センターウェブサイト「イベントカレンダー」催事情報の掲載に希望の有無をご記入ください。

公式ウェブサイト「イベント情報」 <http://www.sanbo.metro.tokyo.jp>

- 公式ウェブサイトの「イベント情報」は、主催者の希望と情報提供に基づき、施設利用月の1年前から掲載いたします。
- 詳細情報の公開をご希望される場合は、必要書類の「公式ウェブサイト催事情報掲載申込書」に必要項目（掲載内容、催事名、主催者名、会期、会場、内容、問い合わせ先等）をご記入の上、お申込みください。
なお、主催者及び催事のウェブサイトをお持ちの場合は指定先に外部リンクいたします。
- 画像も掲載いたします。
 - ◇情報の公開、更新に数日を要する場合がございます。また土日・祝日の申込受付及び情報更新はできませんので、予めご了承ください。
 - ◇公開情報は、当センターが加盟、登録している情報媒体及び指定管理者の広報媒体で共有いたします。

2. イベントカレンダー（印刷物）の作成・配布（1ヶ月前から配布／無料）

- 当センターは、当月／翌月のイベントカレンダー（印刷物）を作成し、3階窓口及びビジネスラウンジで配布しています。
 - ◇イベントカレンダーは、当センターが加盟する「全国展示場連絡協議会」監修の情報誌にも掲載されます。
全国版催事情報誌 月刊「MICE Japan (Meeting、Incentive、Convention、Exhibition)」

3. ポスター掲示板／デジタルサイネージ（会期中の掲示／無料）

- 当センターは、来場の皆様にポスター掲示板とデジタルサイネージ（映像機器）で、当日の催事をご案内しています。

[ポスター掲示について]

- ・掲示方法は当センターにお問い合わせください。
- ・掲示する印刷物は、利用者負担で作成、取付、撤去をお願いします。
- ・取付にあたっては設備を損傷することのないようご注意ください。
- ・ポスター取付け面に経師張りや粘着テープ等の使用はできません。
- ・掲示はマグネットを用いますので、発泡スチロール（のり付きスチレンボード）や厚紙には対応できません。

■ポスター掲示概要

設置場所	ポスターは下記2か所に掲示できます。 屋外：建物の外構 正面玄関前（ポスターケース） 屋内：1階エントランスホール（ガラス製ポスター掲示板）
ポスター仕様	全室利用の場合 A0判サイズ（横） 半室利用の場合 A1判サイズ（縦）

[デジタルサイネージ（映像機器）]

- ・ エントランスホールのマルチビジョンでは、当日の催事の表示（文字）とともに利用者のお申込みによって、催事情報（動画・静止画）をご案内します。
- ・ 各階エレベーター前に設置されたディスプレイは、当日の催事を文字で表示します。
- ・ 動画・静止画データは、利用者でご用意ください。
- ・ ご利用をご希望される場合は、事前に「デジタルサイネージ利用申込書」を提出してください。なお動画・静止画のデータは、利用開始日の1週間前までに入稿してください。

■ デジタルサイネージ仕様

設置場所	1階エントランスホール 46インチ（横型）4面マルチビジョン ----- 各階エレベーターホール 47インチ（縦型）
表示時間	午前8時30分～午後5時
画像表示画面	1階46インチ4面マルチビジョンの2分の1（横16：縦18の比率でお願いします）
画像データ仕様	JPEG等の静止画ファイル
画像データ提供方法	メール添付 ※USBメモリ・メディア（CDR・DVD）不可

広告宣伝に関する注意事項

[印刷物及びウェブサイトの作成について]

- ・ 会期（日程・開場時間）や利用会場の表記に誤りがないようご注意ください。
- ・ 催事の問い合わせ先に当センターや事務室の電話番号・FAX番号を記載することはお断りします。主催責任者（運営事務局等）の電話番号・FAX番号等を明記してください。
- ・ 利用期間中の問い合わせ先を記載する場合は、利用会場専用の受信専用電話番号若しくは仮設の臨時電話番号等の記載をお願いします。その際は、利用期間中のみと明記してください。
◇利用会場の受信専用電話につきましては「電話設備」をご覧ください。
- ・ 当センターへの交通手段を記載する際は、この利用案内や公式ウェブサイトの交通アクセスページをご参照ください。

公式ウェブサイト「交通アクセス」 <http://www.sanbo.metro.tokyo.jp/taito/access/>

[掲示物の設置、ビラ配りについて]

- ・ 当センターの敷地及び施設内での催事案内、掲示物の設置については、当センター指定の設備をご利用ください。それ以外の場所に無断で設置したものは即時撤去していただきます。
- ・ 施設の天井・壁等に画鋲や接着テープ等を使用することはできません。
- ・ 当センターの敷地及び出入口、あるいはエントランスホールでのビラ配り等は固くお断りいたします。ビラ配りは、利用される展示室フロアーにて行ってください。

[その他]

- ・ 新聞・雑誌等に広告・チラシ等を出す場合は、事前に当センターにご相談ください。
- ・ 広告宣伝等に当たっては、誇大広告や不当表示、公序良俗に反することがないように十分ご留意願います。
- ・ 当センターではプロモーションビデオを貸出しています。プロモーショングループまでご相談ください。

根拠条例等

東京都立産業貿易センター条例（昭和58年3月22日条例第16号）
（最終改正：平成17年3月31日条例第70号）

東京都立産業貿易センター条例施行規則（昭和58年5月30日規則第80号）
（最終改正：平成27年4月1日規則第129号）

東京都立産業貿易センター利用料金の減免に関する要綱（平成27年4月1日26産労商支第1154号）